

# 市三宅東部地区用途地域(変更前)

資料6-1



# 市三宅東部地区用途地域素案(変更後)

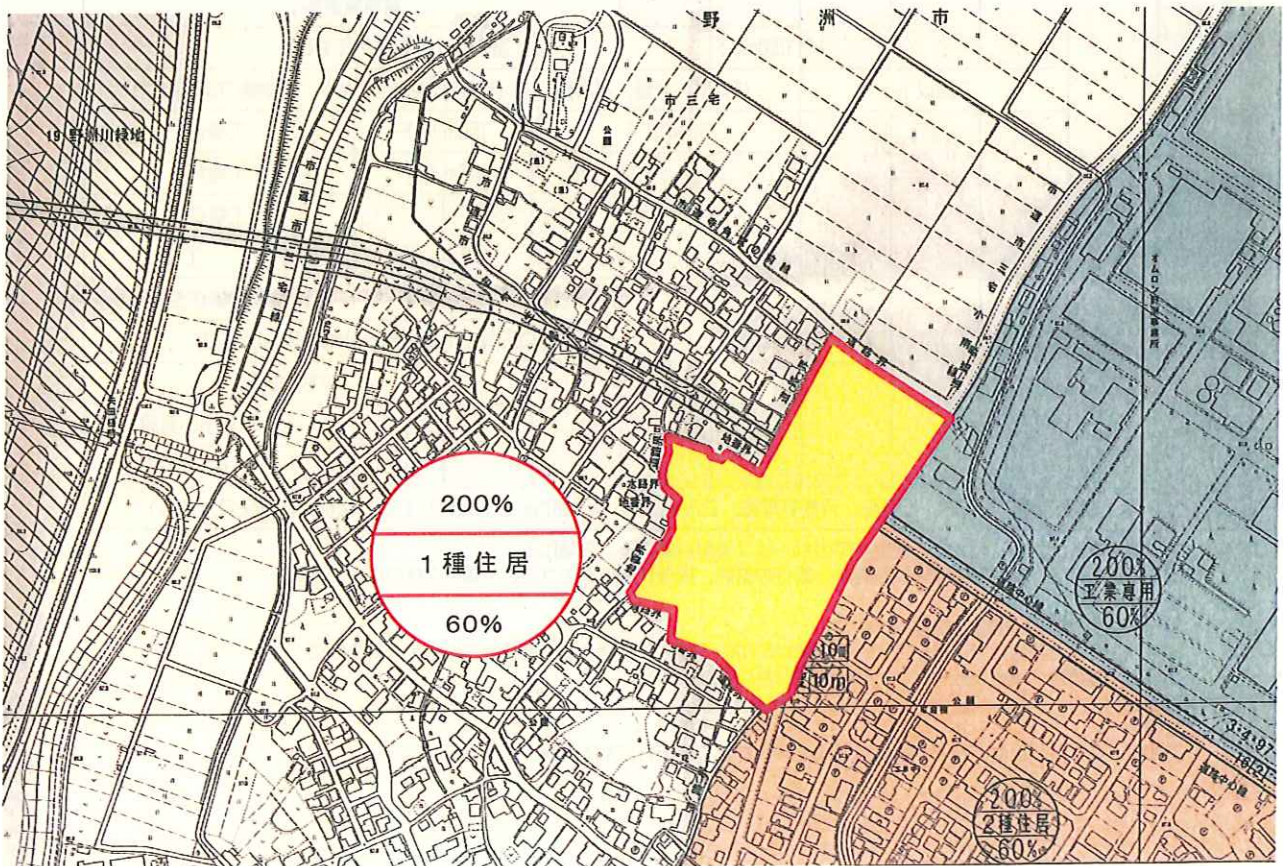


表 用途地域内の建築物の主な用途制限

(□内は、建物が建てられるもの)

	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域
商業施設									個室付浴場 キャバレー、ダンスホール等			
							客席200未満	劇場、映画館、演芸場等				
						10,000㎡以下		麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・軽発券所等		10,000㎡以下		
						10,000㎡以下		カラオケボックス等		10,000㎡以下		
					3,000㎡以下	ポーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等						
					3,000㎡以下	ホテル、旅館						
				①1,500㎡以下	3,000㎡以下	事務所等						
公共施設					病院、大学、高等専門学校、専修学校等							
					幼稚園、小学校、中学校、高等学校							
					図書館、博物館等							
					神社、寺院、教会等							
					巡査派出所、一定規模以下の郵便局							
					公衆浴場、診療所、保育所等							
					老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等							
		600㎡以下			老人福祉センター、児童厚生施設等							
住宅					住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿							
		⑤			兼用住宅							
工場 倉庫等				300㎡以下、2階以下	単独車庫（付属車庫を除く）							
	600㎡以下、1階以下		3,000㎡以下、2階以下	2階以下	建築物付属自動車車庫							
					倉庫業倉庫							
				3,000㎡以下	畜舎（15㎡を超えるもの）							
				2階以下	パン屋、米屋、菓子屋など（作業床面積50㎡以下、原動機の制限あり）							
					50㎡以下	150㎡以下	工場A					
						150㎡以下	工場B					
							工場C					
							工場D					
					50㎡以下	150㎡以下	300㎡以下	自動車修理工場				
			1,500㎡以下	3,000㎡以下	危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設							
				// 少ない施設								
				// やや多い施設								
				// 多い施設								
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等（都市計画区域内においては都市計画決定が必要）											

- (注) ① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店等のサービス業用店舗のみ。2階以下  
 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店、損保代理店等のサービス業用店舗のみ。2階以下  
 ③ 2階以下  
 ④ 物品販売店舗、飲食店は建築禁止  
 ⑤ 非住宅部分が店舗・事務所等で、床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの  
 工場A 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場  
 工場B // 少ない工場  
 工場C // やや多い工場  
 工場D 危険性が大きいおそれ又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場